

令和2年土佐清水市議会定例会9月会議会議録

第10日（令和2年9月16日 水曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第1 一般質問

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数 12人

現在員数 12人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員 11人

1番	谷口佳保君	2番	弘田条君
3番	武政健三君	4番	山崎誠一君
5番	吉村政朗君	6番	作田喜秋君
7番	岡本詠君	9番	細川博史君
10番	前田晃君	11番	浅尾公厚君
12番	永野裕夫君		

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員 1人

8番 甲藤真君

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議会事務局長	窪内研介君	局長補佐	中嶋由美君
議事係主幹	佐野舞君	主幹	傍士真弓君
主幹	岡崎正嗣君		

～～～～・～～～～・～～～～

出席要求による出席者

市長	泥谷光信君	副市長	磯脇堂三君
会計管理者兼 会計課長	戎井大城君	企画財政課長	横山英幸君

選挙管理委員会委員長	横山 與一 君	総務課長（併） 選挙管理委員会事務局長	中津 健一 君
危機管理課長	倉松 克臣 君	消防次長兼 消防署長	味元 博文 君
健康推進課長	山下 育 君	市民課長	中津 恵子 君
観光商工課長	二宮 眞弓 君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	和泉 政彦 君
教 育 長	弘田 浩三 君	こども未来課長	伊藤 牧子 君

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和2年土佐清水市議会定例会9月会議、第10日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告いたします。8番甲藤眞君が所用のため、欠席する旨、届出がありましたので御報告いたします。

この際、御報告いたします。2番弘田条君から、9月14日の一般質問中の発言について、一部訂正したい旨の申出があり、皆様に配付しております発言訂正申出書のとおり、会議規則第65条の規定により、これを許可しましたので御報告いたします。

それでは、昨日に引き続き、一般質問を行います。

5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 皆さんおはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思いますが、本日は大変お忙しい中、横山選挙管理委員長には私の質問の答弁として御出席をいただいております。本当にありがとうございます。後ほど質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

本日3つ通告をしております。

1つ目が公職選挙法改正後の投票率について、2つ目が主権者教育について、3つ目が高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に移らせていただきます。1番と2番はちょっと連携しますので、そのまま続いていきますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

まず、選挙管理委員会にお伺いいたします。

皆さんも御存じのように、2016年6月に公職選挙法が改正されまして、選挙権が18歳

まで引下げになりました。このことは皆様御案内のとおりでございます。そして法改正後、2016年7月に行われた参議院選挙以降、7回の選挙が実施されておりますが、本市の投票率の推移を選挙管理委員会事務局長にお伺いいたしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 中津健一君自席）

○選挙管理委員会事務局長（中津健一君） おはようございます。お答えいたします。

平成28年6月公職選挙法が改正され、それまで有権者は二十歳以上と規定されていたものが18歳までに引き下げられた以降における、本市の投票率について、平成28年7月25日、任期満了に伴う参議院議員通常選挙から日を追って申し上げます。

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙高知県選挙区につきまして、全体の投票率は59.62%であり、そのうち二十歳以上の投票率は60.32%、18歳の投票率は25.44%、19歳の投票率は15.79%となっております。

以下、同様の形で報告させていただきます。

平成29年5月21日執行の土佐清水市長選挙及び同日執行されました土佐清水市議会議員補欠選挙につきまして、市長選挙全体で74.16%、二十歳以上が74.47%、18歳が13.95%、19歳が20.8%となっており、市議会議員補欠選挙は、全体で74.14%、二十歳以上が74.45%、18歳が13.95%、19歳が20.8%となっております。

次に、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙小選挙区につきましては、全体で67.03%、二十歳以上が67.54%、18歳が41.75%、19歳が13.04%となっております。

次に、平成30年8月26日執行の土佐清水市議会議員選挙につきましては、全体で75.06%、二十歳以上が75.55%、18歳が48.91%、19歳が35.56%となっております。

次に、平成31年4月7日執行の高知県議会議員選挙につきましては、全体で74.46%、二十歳以上が75.21%、18歳が30.53%、19歳が20.88%となっております。

次に、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙高知県選挙区につきましては、全体で59.07%、二十歳以上が59.73%、18歳が16.28%、19歳が12.22%となっております。

令和元年11月24日執行の高知県知事選挙につきましては、全体で59.03%、二十歳以上が59.59%、18歳が32.97%、19歳が9.41%となっております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 5 番、吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） 細かい数字をありがとうございました。

今言われた中で、県知事選挙が一番直近の選挙だったと思いますので、少し投票率を見ますと、18 歳が 32.97%、19 歳が 9.41%となっているということでありました。この 18 歳と 19 歳の投票率の合計は 21.59%で、県下で残念ながら下から 2 番目。19 歳に関しては最下位という状況になっております。

このように 10 代の投票率が大変低い、その原因はどのように分析されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 中津健一君自席）

○選挙管理委員会事務局長（中津健一君） お答えいたします。

先ほど御答弁いたしましたとおり、18 歳の投票率は 13.95%から 48.91%、19 歳で 9.41%から 35.56%となっており、二十歳以上の 59.59%から 75.55%と比較しても 10 代の投票率の低さが示されております。

10 代の投票率の低さの要因、これは地理的に類似した他市町村でも同様の傾向にあります。進学や就職の際、住民票を残したまま市外へ転出した方が多いからではないかと推測しております。

また、1 票の持つ意義を含め、選挙への関心の低さも要因の 1 つにあるのではないかと考えており、引き続き選挙・政治への関心を持っていただけるよう、啓発活動・主権者教育に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 5 番、吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） このことに対して、昨年の 12 月 24 日、高知新聞で知事選の 18 歳、19 歳の投票率について分析していた記事が載っておりました。この投票率の低さの要因とし、今事務局長が言われたように、高校卒業後、進学や就職で都会に移り住みながら住民票を残したまま引っ越し、投票に行かなかったケースが多いためではないかというような分析が出ておりました。

しかしながら、このことは多かれ少なかれ、先ほど事務局長が言われたように、地方の抱えている共通の問題でありますので、本市の 19 歳の投票率が最下位であるということの理由にはならないのではないかと考えております。

相対的に自分の親が投票行動を起こすと、その子供は大体選挙に行くようになるというような統計が出ているやに聞いております。

本市の場合、知事選の投票率を見ますと、県下11市の中で全体の投票率は断トツでトップであります。しかしながら、19歳の投票率は断トツの最下位であります。

一方、平成30年の市議会議員選挙の投票率を見ると、18歳が48.91%あります。そして19歳でも35.56%あるわけですので、住民票云々ということももちろん大きな原因だとは思いますが、主権者教育の在り方を再検証することが必要だと考えます。

このことを踏まえ、選挙管理委員会と教育委員会との連携が、より一層必要になってくるのではないかと思います。選挙管理委員長の御所見をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 選挙管理委員会委員長。

（選挙管理委員会委員長 横山與一君自席）

○選挙管理委員会委員長（横山與一君） 選挙管理委員会委員長の横山です。この場に立つのは初めてのことで大変緊張しておりますが、お答えいたします。

投票率の推移につきましては、先ほど事務局長が答弁をいたしましたとおりで、有権者年齢が引き下げられた以降の各選挙における本市全体の投票率と比較して、18歳、19歳の投票率は著しく低い状況となっております。

全国的に若年層の投票率の低さや、政治に対する無関心さなどが社会問題となっている中、選管では若者、特に将来の有権者となる小・中学生に選挙・政治への関心の醸成に向け、教育委員会と連携し、毎年、年度初めに開催されます小・中学校校長会において、児童会や生徒会の役員選挙を行う際に、市長選挙などで使用しております投票箱の利用について説明を行っております。

また、主権者教育の一環として、県選管と連携をいたしまして、将来の有権者育成事業、「（通称）選挙の出前授業」として、参政権の授業と投票箱や投票用紙を用いた模擬投票の案内をはじめ、県選管作成の「政治の主役は私たち」の小学校6年生用と中学校3年生用を対象児童・生徒へ配布したり、明るい選挙啓発作品としてポスターや標語を募集しており、毎年、多数の入賞者が出ているところであります。

小・中学生への主権者教育は、即効性は少なくとも将来の投票率向上につながるものと考えており、今後も教育委員会、小・中学校、県選管等と連携を取り、将来の有権者となる小・中学生に選挙・政治への関心を高めてもらう取組をさらに強めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 委員長、ありがとうございます。

小・中学生の主権者教育の重要性はもとより、高校生の主権者教育と政治への啓発活動も必要だと感じております。

そこで、本市の清水高校の主権者教育の状況と政治に対する啓発活動をどのようにされているのか、選挙管理委員長に再度お聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 選挙管理委員会委員長。

（選挙管理委員会委員長 横山與一君自席）

○選挙管理委員会委員長（横山與一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました選挙の出前授業につきましては、県選管が主体となって高等学校においても実施しており、清水高等学校においては、2・3年生114名を対象に平成28年1月に実施をしたところであり、高校生、特に3年生は誕生日を迎えると投票権が得られる年齢となることから、選挙・政治への関心が高まったものと認識をしております。

また、県選管では、選挙啓発の一環として、高知県明るい選挙推進協議会と協力をいたしまして、高知大学物部キャンパスなどにおいて、模擬投票などによる選挙啓発をはじめ、選挙啓発を支援いただけるサポート団体を募集しており、本市でも1団体が登録をしているところであります。

本市におきましては、成人式において、新成人向けのパンフレット等の配布をはじめ、選挙期間中には市街地婦人会の御協力をいただき、量販店等において啓発グッズとチラシなどを配布しております。

本市の投票率は県下自治体と比べても比較的高いものと認識をしておりますが、貴重な1票が生かされるよう、引き続き啓発等に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 委員長、ありがとうございました。

今、委員長がおっしゃったとおり、本市の成人の投票率はかなり高いと認識しておりますが、反して18歳と19歳の投票率が大変低い状況が続いておりますので、より一層の啓発活動を、委員長よろしく願いしておきたいと思っております。

そして、この主権者教育の重要性を示すデータが幾つか出ております。その中で1つ例を言いますと、高校生の18歳と高校生以外の18歳、つまり中学を出て、そのまま社会に出て働いている18歳と高校に入ってから18歳、この両者の投票行動を調査した資料、ある選挙での投票率を比較した数字を見ますと、高校生の18歳で投票したパーセンテージが80%と出て、

同じ選挙の中で高校生以外の18歳が投票した場合、50%とかなり違いが出てくるそうでありま。この主権者教育の即効性云々というのはなかなか比較ができませんので、一概には言えないとは思いますが、やはり18歳で比較すると、即効性があると思っております。もちろんこのことが全てではありませんが、主権者教育の効果を現している数字だと私は思っております。

それでは、ここから教育委員会に質問をさせていただきたいと思。います。どうぞよろしくお願。いします。

まず、主権者教育についての教育長の御所見をお聞。きたいと思。います。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） おはようございます。それではお答。えいたします。

2016年7月の参議院議員選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、主権者教育の重要性が強調されてまいりました。

全ての国民が政治に参加する権利を求め、多くの先達が大変な苦勞をして、現在の自由で民主的な社会を手にすることができました。

しかし、戦後から一貫して国政選挙、地方選挙とも投票率は下がり続け、とりわけ若年層においては3割台と若者の政治離れが改善されてお。りません。

そこで、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会で起きている出来事について自ら考え、主体的に行動でき、社会を生き抜く力を育成するための教育、主権者教育は重要であると思。えます。

具体的には、若者が有権者として政治に参加するための政治的教養を育成すること。子供たちの発達段階に応じて、それぞれが構成員となる社会の範囲や関わり方も変容していくことから、学校、家庭、地域が互いに連携し、社会全体で多様な取組を行うことが必要であります。

そのような中で、子供たちに対しては働くことの意義や税について、また、社会保険といった負担を自分事として理解し、生活を営む上で必要な知識を蓄えてもらわなければなりません。そして、自らの政治参画は自らの人生に大きく関わっていることを実感することが大切です。

そういったことを義務教育段階から主権者として必要な資質を粘り強く育んでいくこと、繰り返し主権者教育を続けていくことが、教育、行政に求められていると考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 今、教育長の言われたとおり、義務教育の段階から、この主権者教育

を繰り返し続けていくということが教育現場や行政に求められているのではないかと考えております。

それでは、本市における主権者教育の取組について、どのようなことをやられているのか、こども未来課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

2016年に選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことから、本市の義務教育の中でも、主権者教育の必要性がさらに求められるようになりました。

文科省は高校生向けに政治参加の意識を高める副教材を総務省と共同で作成し、2022年度の学習指導要領改訂の中で、一人一人が主権者意識を持って社会に参加する力を育もうと、高等学校で公共という新科目が始まるとのことです。

本市、小・中学校においても、総合学習の場や社会科の公民の授業の中で、社会で起きている様々な出来事について自分自身で考えて行動できる人を育てる教育を行っております。

また、児童会や生徒会選挙では、学校の中で選挙管理委員会を設置し、候補者のポスターの掲示、立会演説や設置した投票箱への投票など、選挙の疑似体験をしております。

校外学習では、議会の傍聴など、政治について身近に感じてもらう機会を設けております。さらに、今年はコロナの関係から実施できておりませんが、平成27年度から、ここ本会議場で中高生が市政に対する思いや夢を提案する中高生みらい議会を開催し、選抜された中高生が私たち執行部へ質問をするといった、本番さながらのやりとりを実施しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長答弁によりますと、選挙の疑似体験など主権者教育の場をつくって授業を行っているとのことだったと理解しております。

私も中高生みらい議会を傍聴させていただきました。質問する子供たちも一生懸命勉強してきたことが伝わって、非常に意義あるものだと思いますし、答弁する執行部がふだんより全然前向きな答弁をされていたというふうに感じております。特に市長は、たしかパネルか何かを作って、介護保険か何かその説明をされていて、非常にいいなと思って傍聴させていただきました。

このような体験をすることは、政治や選挙に対する興味を喚起しますので、大変有意義な事業だと思いますので、ぜひ続けていただきたいと考えております。



それから、先ほど教育長の答弁にもありましたように、子供たちが自分事として考えることが主権者教育の本質ではないかなと思っております。小学校の学習指導要領に、このように書いてあります。選挙を正しく行使することが大切であることを考えるようにするとあり、中学校の学習指導要領には、民主政治の発展に寄与しようとする自覚や自治意識の基礎を育成することにあると書いております。一番大事なのは、子供たちに選挙の意義について考えさせ、政治や選挙に無関心でいられても無関係ではいられないと、そういうことを認識させることが一番ではないかなと感じております。

この質問をするに当たりまして、先般、教育長に学校現場における取組事例を文書で提出させていただいておりますので、この場では一々申し上げませんが、ぜひ参考にして取り組んでいただきたいと思います。

それと、先ほど選挙管理委員長の答弁にもありましたように、県選管が実施しております出前講座等も積極的に導入されてはいいかと思いますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

全国的にも若年層の投票率の低さは顕著で、政治離れが社会問題となっております。

先ほど来出ておりますが、昨年実施されました高知県知事選挙においても、本市19歳の投票率を見ましたら9.41%と大変残念な結果でした。進学・就職、地域性等々、様々な要因はあるにいたしましても、低い投票率は今後克服していかなければならない課題であると認識しております。

議員より、出前講座を積極的に取り入れてはどうかとの御提案をいただきました。この出前事業は県の選挙管理委員会では啓発活動の柱として捉え、18歳選挙権を契機に学校などに職員や有識者を派遣する事業です。

本市におきましては、将来の有権者となる小・中学生、特に中学校3年生を中心として、政治、選挙に関心を高めていくため、これまでの主権者教育の中に出前講座を組み込んだ計画を立てるなど、今学期末までには第1回目の講座が開催できるよう準備を進めているところであります。

また、かねてより先進地での主権者教育の取組について、御紹介をいただきました事例につきましては、今後本市においても参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

(5番 吉村政朗君発言席)

○5番(吉村政朗君) 教育長に前向きな答弁をいただきました。

今年はコロナ感染症により、授業時間もかなりタイトになっていることは承知しておりますが、ぜひ、出前講座等、それから先進地事例を参考にして取り入れていただきたいと思います。

それと先ほど来、本市の投票率の話をしております。一般市民の投票率が非常に高い。これは選挙管理委員長をはじめ、皆さんが一生懸命取り組んでこられた結果もあるのではないかなと思っております。思っておりますが、18歳、19歳もいずれ成人になって投票行動をする機会も増えてまいりますので、ぜひこの辺も念頭に入れて活動していただきたいと思います。

1つ忘れておりましたが、啓発活動の中で、こういうティッシュを選挙前ですか、これは配っておられるようです。これを見ましたら、なかなか若い人を対象にしたようなものになっておりますので、いいなと思って見ておりました。こういう活動も地道な活動ですけれども、継続してやっていただきたいと思います。今日は委員長、お忙しいところどうもありがとうございました。

それでは、次の質問に移させていただきます。

続きまして、次期高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画について、健康推進課長にお聞きいたしたいと思います。

早いもので介護保険が導入されて20年余りが経過いたしました。来年度からは、いよいよ介護福祉計画の第8期がスタートいたします。

皆さんも御存じのように、この計画は3年ごとに見直しを行いますので、8期の策定作業はもう既に第7期中に開始されていることになります。現在の進捗状況を課長にお伺いいたします。

○議長(永野裕夫君) 健康推進課長。

(健康推進課長 山下 育君自席)

○健康推進課長(山下 育君) お答えいたします。

土佐清水市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画につきましては、昨年度から策定作業を開始しており、令和元年度は市内の高齢者等の生活実態や健康状態、介護保険及び保健福祉サービス等に関するニーズを把握するアンケート調査など、計画策定時の基礎資料となる3つの調査を実施いたしました。

令和2年度につきましては、これまでに高齢者人口の推計、要介護認定者数の推計、介護給付費の実績の比較を行っており、アンケート調査結果と併せて計画の策定協議会へ報告を行ったところです。

今後につきましては、介護給付費の推計や計画骨子案の検討を行い、複数回の策定協議会を

開催しながら計画案を策定し、市議会３月会議において議案を上程する予定としております。  
以上です。

○議長（永野裕夫君）　５番、吉村政朗君。

（５番　吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君）　このことは、先日、産業厚生常任委員会でニーズ調査の結果報告書と次期計画のスケジュールを時系列にした工程表を提出していただきました。

それによりますと、基礎的なデータ収集や高齢者や介護者の意識調査は既に終了しており、その結果を踏まえて、この９月から策定協議会を開催し、計画書を来年２月中旬までにまとめて、３月会議に上程するという流れで理解しております。

課長も御存じのように、厚労省は国の基本方針を改正して、初めて計画書の中に感染症や災害への対策を盛り込むことを決定いたしました。

今回の改正に伴い、本市の次期計画にどのようにこのことが反映されるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君）　健康推進課長。

（健康推進課長　山下　育君自席）

○健康推進課長（山下　育君）　お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症などの感染症への対策につきましては、既に策定している土佐清水市新型インフルエンザ等対策行動計画においても、各発生段階における市が実施する対策や高齢者等への支援についても定められていることから、現在の新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、介護保険事業計画においても新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性を保ちながら反映をさせていきたいと考えております。

また、災害への対策につきましても、災害時に要介護高齢者等が適切に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び活用や福祉避難所の指定等の取組など、土佐清水市地域防災計画との関連事項も調整した上で、介護保険事業計画に反映させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君）　５番、吉村政朗君。

（５番　吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君）　課長答弁では、現在既にあるインフルエンザの策定行動計画を次期介護保険事業計画に感染症対策として定めるのか、それとは別に、今あるインフルエンザ対策との整合性を取りながらコロナ対策として策定するのかを策定委員会で検討するということだったのではないかなというふうに聞き取りました。

それでは、私はコロナとインフルエンザは策定計画の中では分けて考えるべきではないかと

思っております。そのことは私のほうから提案させていただきまして、感染症の基本指針について、改めてお聞きしたいと思います。

国の基本指針では、感染拡大防止策と代替サービスの確保が重要とされております。そして介護事業所間の応援体制の構築に取り組むよう求めておりますが、本市の体制についてお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の国の基本指針においては、感染症に対する備えの検討として、日頃から介護事業所等のもとより、県や保健所、医療機関等と連携した支援体制の整備が必要であるとされていることを踏まえ、今後、土佐清水市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定を行う策定協議会の中で、本市の体制について協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） まさしく今月から策定協議会が始まるということですので、まだ当然決定もしておりませんので、協議会の動向を注視していきながら、また12月会議で質問などをさせていただきたいと思います。

国は基本指針の中で、人材確保に取り組むよう求めております。本市の取組状況をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

本市の介護職の人材確保の取組につきましては、昨年度よりケアマネジャーの確保の取組として、資格受験料及び研修受講料等の一部を助成する補助制度を創設し、受講しやすい環境を整えることでケアマネジャーの確保に取り組んでおります。

今年度につきましては、ヘルパーの人材確保のために介護職員初任者研修を市内在住者には無料で実施し、現在、市内・市外合わせて27人の方が資格取得に向けて研修を受講しております。

また、この研修を受講して資格を取得した方で、令和3年3月31日までに市内の介護事業所へ正規雇用職員等として採用または採用が内定した介護職の方には、就労支援金を交付する

事業も実施するなど、介護職の確保に取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番、吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） この人材確保は、昨日も細川議員が大変詳しく質問されておりました。私、今課長の説明のあったこの2つの事業は、ケアマネジャーとヘルパー確保において大変意味のある施策だと高く評価しております。

ただ、少し欲を言えば、支援金の交付に対して前提条件をつけないほうがよかったのではないかと考えております。

まずは、ヘルパーの資格取得に特化して、研修受講の間口を広げておいたほうが入りやすかったのではないかなと考えております。

もし条件をつけるならば、例えば全ての研修を終了した後に、土佐清水市内の介護施設の見学会や説明会を開催し、出席した人に対して支援金を交付するなど、介護現場と介護職をつなぐメニューを入れても面白かったのではないかなと考えております。

いずれにいたしましても、来年度もこの事業を実施されるのであれば、ぜひ御検討をお願いしておきたいと思っております。

それでは続きまして、現在の本市におけるヘルパーさんの総人数を、年代別人数としてお聞きいたしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

本市のヘルパー事業所に在籍するヘルパーの人数につきましては、昨年10月に健康推進課がヘルパー従事者に対するアンケート調査を実施した際の人数で、60人となっております。

年齢別人数につきましては、昨年実施したアンケート調査で回答があった方の人数になりますが、20歳代が1人、30歳代が7人、40歳代が6人、50歳代が10人、60歳以上が28人となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番、吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） このヘルパーさんの年代別の構成について、課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

(健康推進課長 山下 育君自席)

○健康推進課長(山下 育君) お答えいたします。

先ほど申しました年代別の人数でも分かるように、ヘルパー全体に占める60歳以上の方の割合が、回答があった方で見ても50%を超えており、早急にヘルパー従事者の確保が必要であると考え、今年度、市内で介護職員初任者研修を実施し、担い手の育成を行っているところであります。

今後につきましても、ヘルパーのみならず、介護人材の確保は最重要課題であると認識しておりますので、引き続き、人材確保につながる施策について検討し、展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 5番、吉村政朗君。

(5番 吉村政朗君発言席)

○5番(吉村政朗君) 今、課長の言われたように、ヘルパーさんはある意味高齢化が急速に進んでおります。これは介護保険が導入された当時、盛んにヘルパーの資格を取得していただいた、その方々がいまだに現場で働いていてくれているということを示しておりますが、反面、若い方がヘルパー業務に就いていないということを如実に表した数字だと思います。

この今教えていただきました人数と、50代、60代でも70%以上と、しかも60歳以上の方が28名ということで、60歳ということですので65歳もおれば、いろいろ幅があります。結局、このままではヘルパーさんが本当に足りないということが深刻になってまいります。そのことも踏まえて、ぜひそういう人材確保の事業を展開していただきたいと思っております。

今、ヘルパーの総人数が60人ということでありましたが、当然ヘルパーを必要とする人数には足りていないと思っております。このことは、言い換えると介護を必要としている人が介護を受けられていないということだと思います。例えば週に3日、ヘルパーさんの支援を受けんといかん人が、ヘルパーさん不足ということで週に1回になり、2回になりというふうな現状だとお聞きしております。

例えば、今盛んに言われているコロナ対策であります。例えば、そんなことがあつてはなりません、市内のデイサービスセンターでコロナが仮に出た場合に、当然ヘルパーステーションは閉鎖になります。閉鎖になりますと、利用者は当然在宅で過ごさなければなりません。そうするとヘルパーさんが在宅へ伺うわけであります。

しかしながら、先ほど言いましたように週に3回受けんといかんところが、1回とか2回しか受けられていないという現状では、とてもではありませんが、そのときにヘルパーさんのサービスを受けることができない。そうすると、ますます高齢者の方が体調不良になると。それ

で負のスパイラルに陥って、あっという間に介護崩壊が起きるということは本当に目に見えております。

しかし、これは清水だけの問題ではありませんが、本当に早急な対策が必要であるということを重ねて申し上げておきたいと思います。介護現場、最前線は大変疲弊しております。そのことを課長は十分お分かりだと思いますので、ぜひ人材確保、最重要課題と言われましたので取り組んでいただきたいと思います。

そして、ここでちょっと通告しておりませんので答弁はいただきませんが、2つぐらい提案をさせていただきたいと思います。

先ほど来、コロナ対策、これは今はもう災害だというカテゴリーに入っております。そこで、以前から私が考えていたのは、災害のときに消防やったら消防の方が先に行って、それから消防団と一緒に連携しながら火災とか、そういうものに対応していくわけでありましたが、ヘルパーさんの消防団的な組織がつかれないものかなと、以前から思っておりました。

例えば、ヘルパーの資格は持っているのだけれども、今はヘルパーとして働いていない。もしくはヘルパーを取りたいけれども講習に行く時間がないと、いろいろな方がいらっしゃるんですが、とにかくヘルパーの資格を持っている方に消防団のように、何かそういうコロナがあったときに、コロナとか感染症とか、そういう災害というようなカテゴリーに当たったときに、ヘルパー業務として派遣で働いていただくと。そういうような消防団的な組織ができないものかなと思っております。

例えば、急にヘルパーの資格を持っているからといって、現場に行って介護業務ができるわけではありませんので、消防団のように、よく練習されますよね、消防団の方は。ああいうふうに週に1回とか月に1回、ヘルパーの現場へ一緒に行って、そのヘルパー業務を経験しながら常にアイドリング状態でいて、何かのときにそういうふうヘルパーとして助けていただくと。そういうような組織ができないものかなと思っております。幸い清水にはNPO法人C o C oてらすや谷口議員が心血を注いでおりましたきずなの家等、そういうようなNPO法人もありますし、それから社協、地域包括支援センター、それから民間の法人ですね、それと行政が協力して、連携して、そういう組織ができないものかなと思っております。これなかなか全国的に見ても、そういう組織はないと思いますので、一から作成する大変さはあると思いますが、土佐清水市は課長も御存じのように、超高齢化のフロントランナーとして走っております。ほかの自治体にない事業を展開していく、ある意味責任もあるのではないかなと思っております。

それともう一つ、これ本当にお願いしておきたい、検討していただきたいことがあります。それは介護職に対する処遇改善であります。もちろんこの処遇改善の中には、経済的なものも

あります。ただ、この経済的なものは今課長も御存じのように、処遇改善加算等ありますので、一定進んできているのかなとは思っておりますが、経済的なものも含めてですが、俗に言うエッセンシャルワーカーとして高い感染リスクにさらされながら高齢者の生活を支えてくれている介護職の、ちょっとべたな言い方になりますけど、尊い働きをもっと正しく評価すべきだと思っております。

一般論としてですけれども、医療介護と一緒に言われるような時代にはなりましたが、介護職は医療職より1つ下に見られているという現実があると私は感じております。介護保険の導入で、今まで家族や女性が丸抱えしてきた介護の世界が、介護保険によりまして社会化が大きく進み、その辺の負担が楽にはなったわけですが、逆に介護職の労苦に現在が報いている社会ではないというふうに理解しております。これが僕も勉強不足でよく分からないのですが、介護保険事業計画に介護される側だけではなく、介護する側の支援策を盛り込んでみてはどうかと以前から思っております。

この質問をするに当たりまして、第6期、第7期の介護保険事業計画書を改めて読み直してみましたが、なかなか介護する側の支援策というのは当然載ってないわけでありまして。そのことが介護保険計画書の中に記載できるのかどうかも分かりませんが、先ほども言いましたように、土佐清水市は超高齢化の町で、全国でもトップの、まあ言うたら自治体であります。今までの行政の頑張りで非常に土佐清水市の今の健康推進課の事業というのは高い評価を受けていることも知っております。知っておりますが、先ほど来何度も申し上げますように、もうトップランナーでありますので、清水型と言われるぐらいの事業を展開してはどうかと思っております。この9月から策定協議会が始まると、もう始まっているのかもしれませんが、始まるということですので、ぜひこれを策定協議会のテーブルにのせて検討していただくよう、重ねてお願いしておきたいと思っております。答弁はいただきませんので、また12月に質問させていただくやになるかと思いますが、ぜひ検討をお願いしておきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時02分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） こんにちは。公明党、会派みらいの作田喜秋でございます。



過日の台風が去って朝夕大分涼しくなり、朝方は少し肌寒く感じられるようになりました。季節の変わり目には体調を崩すことがありますので、お互いしっかり気をつけていきたいと思っています。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

初めに、聴覚障害者と津波警報について、危機管理課長にお聞きいたします。

津波警報が発令されたとき、海水浴場などでの伝達方法はどのようにされていますでしょうか、危機管理課長にお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

本市の海水浴場など海岸における津波警報等の伝達は、現在のところ、サイレンや防災無線等、聴覚による手段のみとなっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6 番、作田喜秋君。

（6 番 作田喜秋君発言席）

○6 番（作田喜秋君） ありがとうございます。

津波警報の伝達方法につきましては、気象業務法施行規則に「鐘音又はサイレン音による」と定められているそうでございます。

しかし、視覚に訴える手段に具体的な規定がないことから、聴覚障害者が逃げ遅れる懸念があります。NHKの調査では、東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島 の 3 県における聴覚障害者の死亡率は住民全体の 2 倍近くに上がっております。一刻も早い避難を要する災害発生時に聴覚障害者をどう守るか、これは重要な課題でございます。

そこで、気象庁の検討会は、海水浴場などにいる聴覚障害者に津波警報を伝える手段として、赤と白の格子模様の旗を使うことが望ましいとする提言をまとめました。提言で示された赤と白の格子模様は、見やすさの点で優れているとされ、海からの緊急避難を呼びかけるものとして国際的にも認知されており、妥当と言えます。この旗を本市での導入いかがでございましょうか、危機管理課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

海岸は一番早く津波が襲来する場所であるため、海水浴客には津波警報等が発表されたこと

を早く確実に伝える必要があります。

気象庁では、近年国や自治体等において、視覚や聴覚に障害がある方への的確な情報伝達がなされるよう配慮するなどの方針が示される中、海水浴場等において、聴覚に障害がある方にも津波警報等を一層確実に伝達することができるよう、本年6月、気象業務法施行規則及び予報警報標識規則を改正し、今議員がおっしゃいました赤と白の格子模様の旗を気象業務法に規定する津波についての予報及び警報の標識として新たに位置づけました。

今後、気象庁が旗による伝達について、周知・普及していくこととしておりますので、本市でも来年夏の海水浴シーズンに向けて、観光商工課等関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

しかし、忘れてならないのは、監視員とかライフセーバーなど、津波警報が発令されたときに旗を振る人の安全策でございます。

東日本大震災では、海岸近くの防災対策庁舎で最後まで避難するようアナウンスしていた自治体職員が犠牲になりました。こうした教訓も踏まえ、仙台市では昨年ドローンを使い、音声によって避難誘導する実証実験が行われたそうであります。ドローンの活用については、警報を知らせる旗を取り付けて飛ばすなどの工夫も考えられ、人の手によらない対策に知恵を絞る必要もあるかと思えます。危機管理課長、ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。引き続き、危機管理課長にお伺いいたします。

コロナ禍での災害に備えてということで、近年、大規模地震や大規模水害など、想定を超える自然災害が頻発化、日常化しております。こうした自然災害に対して避難所を開設する場合、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現下の状況を踏まえ、感染症への対策に万全を期することが重要になっております。発生した災害や被害者の状況によっては、避難所の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ指定した避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る必要があるかと思えます。

ここで、危機管理課長にお聞きします。避難者が避難してきたとき、迎える側はどのように対応しておりますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

新型コロナウイルスによる感染が危惧される中でも、一たび大雨や台風などの災害が発生し、

またはそのリスクが高まったときは、命を守るため避難所等へ避難する必要があります。そのため避難所での感染対策が非常に重要となっております。

避難所であっても基本的には通常の感染対策と大きく変わりはなく、避難所内で3密を避けること、小まめな手洗いや消毒を行うこと、マスク等のせきエチケットを守ること等を徹底することが重要となります。

本市では避難所での対策として、国の臨時交付金や県補助を利用して、避難所における感染対策としてパーティションやマスク、消毒液などを7月会議に補正計上し、順次購入しているところです。

避難所での対応ですが、分かりやすく9月6日から7日にかけて接近した台風10号での避難所開設を例にとってお答えしたいと思います。台風等に対応する避難所4か所、これは中央公民館と3市民センターになります。避難所4か所には、事前に消毒液や体温計、パーティションやマスク、ベッドなどを配置しました。避難所開設後、来場された避難者には、まず手指消毒と検温、マスク等の確認とチェックシートの記入を実施。平熱であれば避難所となる部屋に入ってもらい、中で密にならないようお願いをしたところです。もし避難者で37.5度以上の発熱のある避難者が来場した場合は、直近の行動歴や病状を聞き、パーティションで仕切った場所もしくは別部屋に移動してもらい、災害対策本部へ連絡することとなっております。

なお、このような状況を想定し、専門的な助言をもらえるよう、避難所開設と同時に保健師を健康推進課に出勤してもらっているという対策も取っております。

以上が避難所における主な感染対策の流れとなっております。

○議長（永野裕夫君） 6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） ありがとうございます。

今も答弁の中でありましたが、3密を避けるというのは大変広いスペースが要るかと思いますが、この3密を回避するレイアウトにすると、収容者数が半分以下になると言われておりますが、今の避難所の体制で十分でしょうか、危機管理課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

3密を避けるため、避難者同士の間を広く取ってもらうため、当然収容人数は少なくなります。大雨等の場合、当初は通常の4施設を避難所として開設いたしますが、避難者の状況に応じて、より多くの避難所を開設する予定です。例えば下ノ加江地区では、まず市民センターを開設しますが、状況に応じて防災コミュニティセンターの開設も視野に入れて状況を見守るよ

うにしております。なお、このような状況を見据えて、下ノ加江地区防災コミュニティセンターには7月補正で国の臨時交付金等を活用し、エアコン設置等も行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） ありがとうございます。

それでは、避難所を開設するに当たっての、ふだんからのことですが、この訓練というのはなされておりますでしょうか。また、間仕切りや段ボールベッドからなる住居スペースというのは、これは簡単にできるものなののでしょうか、危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

順調な避難所運営のためにも、配置した物品の使用訓練や避難者の配置などというのを行ってみることは非常に大切なことだと思っております。段ボールベッド等、かなり時間を要する物品もあるかと思しますので、それに慣れるためにも、そういう訓練なりを試行するということは大事なことだとは思っております。

今回購入予定の避難所用物品が全国的に需要が高く、まだ購入に至っていない物品もあるというのが現状であります。今後、物品がそろった段階で必要な訓練や試してみることなどを順次考えて行っていけばいいなというふうには考えております。

○議長（永野裕夫君） 6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） ありがとうございました。

これは市役所の職員だけで行っているかと思いますが、ぜひ地域の方々も交えて、また自主防災組織等も巻き込みながら、できるだけ多くの方に参加していただいて訓練をしていただければと思います。

これで危機管理課長に対する質問は終わります。ありがとうございました。

続きまして、紙おむつのリサイクルについて、市民課長にお伺いいたします。

高齢化の進展によりまして、大人用の紙おむつの需要が増加し、使用済み紙おむつの処分が課題となっております。

本市の使用済み紙おむつの処分方法はとなっておりますでしょうか、市民課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

(市民課長 中津恵子君自席)

○市民課長(中津恵子君) お答えいたします。

現在、使用済み紙おむつは可燃ごみとして収集をし、幡多クリーンセンターにて焼却処理しております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 6番、作田喜秋君。

(6番 作田喜秋君発言席)

○6番(作田喜秋君) どの自治体も、この幡多郡域ではそのような体制でやっていると同っております。

2018年の紙おむつの生産数は約235億枚だそうで、乳幼児用と大人用ともに増加傾向にあるということでございます。2010年と比べると、乳幼児用が1.7倍、大人用では1.5倍になっているそうでございます。

国内の使用済み紙おむつは、2015年度で191万トンから210万トンと推計されております。一般廃棄物に占める割合は5%弱だそうでございます。2030年度には、その割合は7%になるとされ、地域によってはより高くなる可能性があります。既に約15%に達する地域もあるということでございます。

紙おむつというのは、パルプとプラスチック、高分子吸収剤の混合素材でできておりまして、またこれ汚物も付いていると分別がなかなか難しい。このため従来では、今までもそうですが焼却処理が一般的でございます。水分量が多くて燃えづらく、焼却処理の際に温度低下を防ぐための補助燃料を使用すれば、焼却炉を傷める要因ともなります。

そこで、近年では官民の連携で分別して回収した使用済み紙おむつを殺菌などの衛生面の処理をし、再資源化する動きが出てきております。ごみや処理費用の削減のほか、焼却炉の安定な稼働、二酸化炭素排出量の削減で環境負荷を低減できるなどの利点があります。また、国連の持続可能な開発目標SDGsが掲げる、持続可能な消費と生産のパターンを確保することなどにも貢献できます。

環境省は、こうしたリサイクルの動きを全国に普及させるため、自治体向けのガイドラインを3月に公表しております。また今年度、市区町村向けの説明会を実施するほか、自治体と事業者間とのマッチング、リサイクルを本格的に検討する自治体には専門家を派遣するなどの支援を行っていくようであります。

本市で、このリサイクルの事業はできないものでしょうか。市民課長にお聞きいたします。

○議長(永野裕夫君) 市民課長。

(市民課長 中津恵子君自席)

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

現在、高齢化に伴い大人用の紙おむつの消費量は年々増加しておりますが、紙おむつのリサイクルは全国的にはまだ余り推進されておらず、大多数の自治体においては、使用済み紙おむつは本市のように焼却処理されているのが現状です。

紙おむつをリサイクルすることは、議員もおっしゃったように焼却ごみを減少させ、焼却処理費用の削減や二酸化炭素の排出抑制等により温暖化防止につながり、また、使用済み紙おむつをリサイクルして素材を回収すれば、パルプやプラスチック等の資源を有効活用することができ、循環型社会の形成にもつながります。

紙おむつをリサイクルすることは、これらのようなメリットがありますが、これを実現するためには課題もたくさんあり、調べれば調べるほどハードルが高く感じました。

まず、使用済み紙おむつをリサイクルできる事業者が近隣にはなく、本市に近い施設といえは福岡県にある施設になることから、運搬方法や経費等の課題があり、独自でリサイクル施設を建設するとなれば多大な設備投資等の費用がかかります。また、分別収集するに当たっては特に衛生面やプライバシー保護等の課題があります。

これらの課題の解決は容易ではないことから、現時点での紙おむつのリサイクルは困難と考えます。

しかしながら、現在、可燃ごみやペットボトルなど、リサイクルごみの処理等につきまして は幡多広域市町村圏事務組合において行っていることから、環境部門の幹事会に協議議題として提案してみたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6 番、作田喜秋君。

（6 番 作田喜秋君発言席）

○6 番（作田喜秋君） ぜひ、清水発の提案としてよろしく願いいたします。市民課長、ありがとうございました。

それでは次の質問に移ります。ファミリーサポートセンターの開設について質問いたします。

初めに、本市の子育て支援体制についてお聞きします。

昨今、子供を取り巻く環境は、少子化、核家族化あるいは共働き家庭が増加したことに伴う保育サービスのニーズも多様化している実態があります。このたびのコロナ禍の中で、医療に従事する保護者の方々もおられ、4月の臨時休校時や保育園の登園自粛の際は、感染リスクが高い中、登園せざるを得なかった子供が保育園では全体の3割であったと伺っております。

こうした状況の中で、本市の子育て支援体制はどのようになっておるのでしょうか。こども未来課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

ただいま議員から、今年4月のコロナ感染症対策による登園自粛要請のお話がありました。この3割の園児についても、園では感染防止対策を徹底して受入れをしまいいりました。幡多管内で罹患者が出る中、小・中学校は休校とした上で、感染防止のため保育の保護者に対して強い登園自粛要請をしたことは、子供にとっても保護者にとっても負担が大きかったのではないかと考えるところです。

このような中での、本市の子育て支援体制はということですが、今年3月に策定いたしました第2期土佐清水市子ども・子育て支援事業計画で、総合的な教育保育事業の提供及び地域での子育て環境の充実を推進するために様々な施策を行っております。教育委員会での実施例を挙げますと、下ノ加江保育園ときらら清水保育園では、一時預かり事業を行っております。これは入園していないお子さんを1日2,000円、半日1,000円の利用料金で、平日の8時30分から4時まで受け入れる事業です。昨年度の受入実績は、下ノ加江保育園延べ52人、きらら清水保育園延べ363人となっております。認定こども園、しみず幼稚園でも一時預かり事業は実施しており、年間利用数は延べ24人とのことです。

また、きらら清水保育園内の子育て支援センターどんぐりっこでは、子育て中の親子や妊産婦が仲間づくりや子育てに関する相談支援を行うための地域子育て交流の場として、無償で開設しております。ここには1日平均3組程度の親子の利用があります。この事業以外にも生涯学習課では、放課後児童クラブや放課後子ども教室など、子供の安全・安心な居場所づくりにも取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） ありがとうございました。

続きまして、このファミリーサポートセンター事業についてお聞きします。

本市では、第2期土佐清水市子ども・子育て支援事業計画に基づいた施策を各担当課において実施しているということだと理解しております。

そこで、子育て支援について、さらにお伺いいたします。

先般、ファミリーサポートセンターが開設されたという新聞記事を目にしました。近隣市である四万十市では令和元年7月に開設され、四万十町は今年7月に社会福祉協議会にセンターが開設されたとのことであります。聞くところによりますと、県内11市の中で7市が開設

をしているようで、隣の大月町では、この9月に直営でファミリーサポート事業を実施することです。このファミリーサポートセンター事業とは、具体的にどういった事業でしょうか。また、本市にこのような事業を利用したいというニーズがあるかどうか分かっているか教えていただきたいと思います。こども未来課長いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君）　こども未来課長。

（こども未来課長　伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君）　お答えいたします。

まず、ファミリーサポートセンター事業についてお答えいたします。

本事業は、働きながら安心して子育てができる環境を地域全体で整えていくために、例えば、急にお子さんを預けたいという方、預かってよいという方、また、自分は預けることもあるが、空いた時間には子供を預かることも両方できるという方の3つのパターンがあります。その全ての方が会員登録をした上で、双方がマッチングすれば子供を預かる援助活動が始まります。そこで1時間当たり700円程度の利用料金を預けたい時間分直接支払うことになります。

具体的には、保護者が仕事で子供を見ることができない場合や冠婚葬祭で子供と一緒に連れていけない場合、今はコロナの関係で感染リスクを考え、子供は連れていけないというケースもあるかもしれません。また、子育てを離れてリフレッシュをしたいというときなど、利用者の幅広いニーズに対して柔軟に対応できる施策といえます。四万十市では、県下で初めて病児や病後児を預かれる体制も整えております。このように登録制の援助活動支援事業をファミリーサポートセンター事業といいます。

2点目に、本市ではどれだけのニーズがあるかという御質問ですが、ニーズ調査については、今年の7月27日から31日までの5日間に、ゼロ歳児から小学校6年生までの子供の保護者を対象にアンケートを実施いたしました。回収率は72%で、結果につきましては、ファミリーサポートセンター事業についてほとんど知らなかったと答えた方は91%、知っていたという方は9%で、本市では、ほとんどの方がこの事業については認知されていないということが分かりました。

また、子供の病気や保護者の事情で子供を見ることができないとき、ファミリーサポート事業のような制度を利用したいと思ったことはありますかの質問に対して、42%の方ができれば利用したいとの回答で、58%の方が利用したいとは思わないという結果でした。

このことから、ファミリーサポートセンター事業について、ほとんど知らなかった方が9割に対して、本事業を理解した上で、できれば利用したいと思う方が42%、5割近くいるということはニーズがあると考えられますし、料金が600円から800円程度であれば利用したいと回答した方も多くおりました。



以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 6 番、作田喜秋君。

（6 番 作田喜秋君発言席）

○6 番（作田喜秋君） ありがとうございます。

最後に市長にお伺いいたします。

子育て支援の政策としてお聞きしますが、先般、課長と一般質問の聞き取りをする中で、高知市は人口比からしても利用者数は群を抜いて多く、会員数も当然多いわけですが、他市では利用実績は決して人口や会員数に比例するものではないということも分かりました。ファミリーサポートセンターを設置したからといって利用が増えるとも限りませんが、本市のニーズ調査の結果を聞く限りでは、42%の保護者が利用したい、あるいはもっと子供が小さいときなら利用したかったとの回答があります。当然、予算措置も必要となりますが、本当に子育てに悩んで預ける場所がなく困っている方がいるのであれば、そこに本市の政策としてファミリーサポート事業で支援していくべきではないかと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨日の岡本議員の質問でも、少子化対策が最重要課題だということで、答弁をさせていただいておるところであります。当然これまでいろんな政策、事業を実施してきております。その中で、実はこの少子化対策というのをテーマとして、ずっと若手職員との夏季勉強会というの、今年はコロナの影響で新採職員との交流、意見交換しかしていないんですが、若手職員との勉強会においても、この少子化対策を重点的に議論をしてきた経過があります。

まず、昨日も言いましたが、若者の出会いの場づくりとか、それから作田議員からの提案があった新婚生活応援事業、こういったものとか、子供ができる前、産前産後ケア、それから子育て支援センター、こういったアイデアも若手職員の中から提案もあったような事業なんですが、その中で共稼ぎの職員の中で、急に子供が熱を出したときに親も近くにいないと。それが一番困ると。何とか急に病気になったり、休めないときに預けるところがほしいという、そういうふうな提案もありまして、また先日の台風10号の関係で、急に前日に休校、休園になった事態には、共稼ぎですので市役所の夫婦なんです。昼までは母親が休んで、昼からは父親の職員が休んで、そうやって苦労したということも聞いております。このファミリーサポートセンターの必要性というのは十分感じているところでありまして、アンケート調査で42%ができれば利用したいと、これは共稼ぎで本当に切実な声だと思っておりますし、利用したいと

思わない５８％の方は、多分親とか兄弟とか、子供が急に休みになったときも世話をしてくれる方が近くにいますのかと、そういうふうに感じているところであります。

県下１１市町村がこれまで実施しているということで、大月町は直営でやるんでしょうかね、これ。もう今月から開始予定であるということも伺っておりますので、ぜひ参考にしたいと思っておりますし、四万十市は県下初となる病児・病後児の預かりも実施されているという、これは本当にこれからの課題だと感じているところであります。

課長からも詳しく答弁がありましたが、やはり保育所、それから小学校、学童保育以外で子供を預けたいときに、子育ての登録していただいた会員、この方たち、子育ての先輩方の会員に安心して預ける、そういう仕組み、これは非常に重要と考えておりますし、また、預かるほう、預かっていただく会員の皆さんにも、やっぱり地域に貢献するという、そういう使命感と生きがい、そういったものにもつながるのではないかと考えております。

その反面、教育、保育の無償化が進んでいく中で、このファミリーサポート事業というのは有償ボランティアで運営する組織でありますので、そこが利用料を支払っても利用したいという方が実際にどれだけ本当に、このアンケートを基にどれだけいるのか、そして先ほども言いました病気のときですね、病気の子供を預かる。また、そういう潜在的なニーズというのが私は念頭に置く必要もあると思っておりますし、これ医療機関との連携も、保育士、看護師の連携も重要になってくると思います。いずれにいたしましても、この少子化対策として、子育てのしやすい、高齢者も生き生きと活躍できる町、こういうファミリーサポート事業、この実施に向けて今後取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） ６番、作田喜秋君。

（６番 作田喜秋君発言席）

○６番（作田喜秋君） ありがとうございます。ぜひ、少子化がどんどん進んで高齢化も進んでおりますけれども、この少ない子供たちを守っていくという意味でも、市長も政治信条というか、子育てとか老人の、とにかく小さい子供たちを守っていくということは本当に清水の将来がかかっておりますので、ぜひこの事業を成功させてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時３９分 休 憩

午後 １時００分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き一般質問を行います。

3 番、武政健三君。

（3 番 武政健三君発言席）

○3 番（武政健三君） 皆さんこんにちは。自由民主党、会派みらいの武政健三です。

まず、前回6月の議会では、新型コロナウイルス感染症の影響でソーシャルディスタンスを守り、この土佐清水市から1人の感染者も出さないという観点から、一般質問も各会派から絞っての質問をしようということで、私は個人的に本当に残念でしたけれども辞退をさせていただいたわけですが、今回はこうやって質問ができることを大変うれしく思います。

今回の私の質問は、10月1日から始まるめじか、そして2番目に本年4月より担当課が企画財政から観光商工課に移りました本市の大きな伸び代でございます、ふるさと納税の件、そして最後に3月の質問に引き続きまして、本市の市民の方々の命に直結する本当に大事な南海トラフ地震に備えての耐震工事の件、この3つの質問をさせていただきます。

まず質問に入る前に、永野議長、少しだけお時間を頂いても構いませんか。2つございます。

まず1つ目ですが、御存じのように、私は耳が不自由です。補聴器をやっております。場所によって皆様の声が正確に聞き取れないこととかいろいろありまして、本当に不自由を感じております。この議場内においてもマイクから離れて小さい声でしゃべられますと、特に今はマスクの影響もありまして口が見えません。口の開け方が見えません。一生懸命集中して聞いても、残念ながら聞き取れないことが度々ございました。そういうことで、6月の議会前に私が個人的にお世話になっている補聴器屋さんの技術の方に相談いたしまして、新しいいいものができたということで今新しい補聴器に変えております。本当に今の技術はびっくりするほど進化しておりまして、皆さんの前にマイクがあります。そのマイクから後ろのミキサーに音が入ります。そのミキサーのヘッドホンの端子からこの補聴器に飛んでくるようになりました。リアルに聞こえるようになりました。本当に永野議長のため息までリアルに聞こえるようになりました。

ここで議長にお願いがございます。ただ、これ機械ですので、大きい声の方、小さい声の方によってはボリュームを触らないといけません。今回の補聴器はここの中にアプリを入れて、これで音量、または音質を調整します。ということで、この議場内、そして委員会でも私これを触りながら参加させていただくということをお許し願ってもよろしいでしょうか。

○議長（永野裕夫君） はい。許可いたします。

○3 番（武政健三君） ありがとうございます。

私たち耳が遠い、不自由な人間はふだん皆さんの言葉を一生懸命理解しようとしております。しかしながら、最近は先ほど言ったようにマスクで口の動きが見えません。より聞きにくくな

っております。私たち人間は自分の意思、内容を言葉という方法を使って相手に伝えることができます。本当に素晴らしいことです。しかしながら、小さな声でもしゃべれば聞こえるだろうとかいう考え方ではなく、できればこの言葉という方法で相手に自分の意思を分かりやすく伝えようという思いを持ってしゃべっていただければ、私たち耳が遠い人間は非常に助かります。どうかよろしくお願いいたします。

次に2つ目、これはかつて私が営業マンの頃から常々肌で感じていたこと、そして議員になっても変わらず一番皆様にこれからも伝えていかんといかんということがございます。それは何かと言いますと、全力であらゆる方法で市民に告知をしたということと、市民の皆さんに周知をしていただき、市民全員に理解をしていただいたということには、大きな差があるということです。

昨日も谷口議員もおっしゃってございました。めじかカード、封筒で来た、知らないおばあちゃんがこれ何やろう、怖い、どうしようとかってね、おばあちゃんもいらっしゃった。また別件で国ではなく市独自の持続化給付金、この申請が昨日の答弁で、まだたったの2件しか出てないというお話を聞きました。これは持続化給付金、私個人的に回った中で半分以上の方が国から持続化給付金頂いています。しかしながら、昨年比30%から40%、だから申請ができませんという方が、僕が回った中でも少なくとも10件以上はございました。残念ながら、これもきちんと伝わってないのではないかと、そういうふうに思います。

これをどういうことかと申しますと、今年の春、コロナ感染症によって売上げが半減どころか本当にゼロに近い売上げになった会社が多数見かけられました。本当につらい思いをした商売人の方々が清水でもたくさんいらっしゃいました。そんな折、5月より持続化給付金といって、昨年同月対比で1か月だけでも売上げが半額以下になったら国から個人で最高100万円、法人で最高200万円支給をしてくださるという大きな支援策が発表され、テレビ、インターネット、新聞、チラシほか、すさまじいほどの告知をいたしました。これば宣伝したらみんな知っちゃうろ。私もそう思っておりました。

しかしながら、皆さん自粛の中ですので、ひょっと中には知らない方もいらっしゃるのではないかと思います。同じ会派の谷口議員と手分けをして、市内のあらゆるお店を持続化給付金のリーフを持って説明にまいりました。当然、ウイルス対策を万全にして回りました。それをこれ個人情報ですのでお見せするわけにはいきませんですけども数字にいたしました。百数十件のデータを数字にいたしました。数字にすれば見えないものが見えてきます。持続化給付金をしっかり内容を認識して申請を考えていた方、私が回った百数十件の中で僅か45%です。45%の方しか認識できていなかったです。全く知らないという方が39%、10件に4件は知らない。そして、聞いてはおるけども自分には関係ない、自分には当てはまらないだ

ろう、また国が100万円もくれるわけないやかと思われる方が16%、あれだけ宣伝しても清水では55%の方が知らない、もしくは自分には当てはまらないだろうと思われていたという結果が出ました。これは事実です。

原因はこう思われます。この時期は市民の皆様は自粛により人と人との会話が少なくなり、全て活字でしか伝わってこない時期でした。要は、活字だけでは人々には伝わりにくい。アナログ、人の手、人の口が加わることによって初めて物事は人々に伝わる。そして理解もしやすくなる。これは私、営業マンやっております、お客様に商品の告知をするにはどうしたらいいんだろうというのは一生懸命考えた結果、デジタルとアナログの融合、これはもう絶対必要なことだと私は思います。その答えが持続化給付金の内容が資料をお見せしながら簡単な説明をただけで、ものの5分で、そうながや、そりゃせないかんねといとも簡単に把握をしてくださいました。

重要なことは、やっぱり周知するには活字だけではなく、人の口、これも本当に必要なことじゃないかなと思います。この数字をできれば皆さんも念頭に置いていただいて、周知するにはどういうふうにすれば隅々まで伝わるかというのを考えていただければ非常にありがたいです。

非常に前振りが長くなりましたが、通告に従いまして最初の質問に入らせていただきます。

まず、本市でしか使えない画期的ですばらしい内容の地域電子通貨めじか、何がすばらしいのか、これは初日の前田議員、そして昨日の細川議員、谷口議員からも詳しい質問がありましたので、ダブるところは割愛させていただきます。

谷口議員も昨日おっしゃってございました。私の先ほどの話と全く共通しておりますが、確かに広報、その他で告知はしてございましたが、残念ながら周知、認知度の低い中、突然届いた封筒、実はその中身は本当にすばらしいものなんですよ。

観光商工課長にお聞きいたします。めじかの趣旨、そして目的をもう一度教えてください。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

コロナ感染症拡大に伴い外出を控える生活環境になり、市内ほとんどの事業者の経営が打撃を受けております。特に飲食店や観光関連事業者等の経営の悪化が、このまま続けば新たな連鎖につながることも懸念されるところです。

このような状況の中、地域経済の活性化、特に市内での経済の循環を好転することを大きな目的として、今回この地域電子通貨制度を実施させていただきました。併せて、コロナ禍の中、

新たな生活様式に向けた対応など市民生活にも何らかの影響もありますので、家計への支援、市民の皆様の応援も込めた土佐清水市民お1人1万円を配布させていただくものです。

また、従来の通貨券、紙のクーポン券等の配布の事業では、一度利用すればそれで完結する仕組みでしたが、この電子通貨は今後も継続的な事業展開も可能というところがあります。一過性の経済対策に終わらせないよう、次の事業も計画して進めております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 分かりやすい説明、どうもありがとうございます。

市民全員に1万円ということですね。合計1億3,000万円以上のお金が本市の商店でしか使えない。本当にこの苦しいね、今清水で商売する方々には本当にうれしいことだと思います。清水の商売人も大きなチャンスではないだろうか、そういうふうに思います。

次に、電子通貨というたら私らに分かるがやろうか、使えるがやろうかとか、町を歩けばいろんな声がありました。それで、どういう説明があるのかなという形で、先日中央公民館での説明会に参加させていただきました。非常に分かりやすい説明で、絵で覚えれば年を召した方でもこれ簡単にスマホの使い方とかも分かるのではないかと、そういうふうに感じましたので、ここでその質問は割愛させていただきまして、次にめじか利用の特典、メリットがあると聞きましたが、内容を教えてください。お願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

今後も市民カードとして活用できる仕組みづくりを進めておりまして、このめじかカードを提示するだけで受けられる特典として、例えば、SATOUMIの入館料が20%の割引、スノーピークキャンプフィールドの施設利用料が50%割引されるなどがあります。また、このめじかカードでお支払い、利用することで受けられる特典としましては、一定の金額以上の飲食やお買物をした場合には5%割引とか10%割引などの割引ができるお店もあります。

今後も協力店舗の御理解、御協力をいただきながら、このような特典を増やす取組を進めたいと思っております。

細川議員、谷口議員への答弁と重複しますが、11月からはこのめじかカードにチャージ機能を付け、チャージ金額に5%の金額を付与する予定であります。市民の皆さんには少しお得感を感じてもらいながら、市内のお店で経済の循環をつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） スノーピーク、半額になるんですね。このチャンスに体感することも非常にいいことじゃないかなと思いますね。そして、各業者の皆さんもよりよい特典を作成していただいて、ふだん自分のお店に来ていただけない客層を狙うというのもいいチャンスではないかなと思います。

それでは最後に、いろんな商売人の方から、このめじかのことでお話をお伺いしました。何でもうかりよる県外業者がこれに入っちゃうがぞ。苦しみよる地元の業者だけにせんがかえとか、いろいろな話がありました。

そこで、観光商工課長にお聞きしたいと思います。大手県外業者を省き、市内業者限定にするという考え方はありませんでしたでしょうか、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

以前からプレミアム商品券等を発行するときには、本社が市外にある事業者を除くべきではないか等の御意見が、商工会議所や地元事業者からあったことは承知しております。

しかし、例えばこれに該当すると思われる店舗の中には、今は地元生産者が出品できる直販所があったり、また、中には市内ではそれらの店舗でしか販売していない商品等もありますので、消費者側、市民側の利便性も考慮した上で、この現在の方法で実施させていただくことを御理解いただきたいと思います。

今回めじかを利用できる協力店舗を詳しく紹介する専用ページも作る計画です。先ほど議員もおっしゃってくれましたが、地元店舗の方には、この機会を活用して御自身のお店の強みを紹介する、また、先ほど少し紹介しましたが何か特典を付けて消費者にアピールするなど積極的な取組をしていただければと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 本当にそうですよね。生粋の清水の業者というのも本当に数が少ないですし、どんな線引きをしてもなかなか納得というのは難しいことだと思います。

今回、前向きに考えるとしましたら、市民の皆さんに与えていただきました1億3,000万円のお金、これを自分の店に落としていただくためにはどうしたらいいのだろう、どうすればお客様が喜んでくださるのだろうということを、もう一回原点に戻って、それぞれ市内の店主

の方々が考えていただき、よいよいサービスを心がければ、先ほど言ったように顧客拡大、大きなビジネスチャンスにもつながるのではないかというふうに感じます。常に、これもやっぱり前向きにですね、自分のお店にお客さんが来ていただけるような考え方をしていただければと思います。

次に、本市の大きな伸び代、ふるさと納税についてお聞きしたいと思います。観光商工課長、8月末現在の実績及び本年の最終実績予想を教えてください。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

令和2年4月から8月末までの累計による実績を申します。寄附受付件数が3,557件、寄附額が4,417万300円で、対前年度比で、件数では556件増の118.5%、寄附額では1,080万1,300円の増で、132.4%となっております。

今年の最終実績予測としましては、現時点では対前年度増で推移してはおりますが、新型コロナウイルスの影響により社会経済の落ち込み、寄附者の方の所得の落ち込み等を勘案しまして、前年並みの2億4,000万円は保ちたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 8月末現在で、売上げのほう、金額のほうが約3割強のアップということですね。

しかしながら、コロナの影響もあって、最終実績予想は昨年並み。かなり控えめな数字ですけども、することをすればまだまだチャンスは開けてくるのではないか、そういうふうに思います。

続けて観光商工課長にお聞きいたします。2年前、平成30年度の返礼品の数は220でしたが、現在の数は幾つになっていますでしょう。それとまた、増やすためにどういう努力をしているか教えてください。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

議員のおっしゃる平成30年度の返礼品数220は、ふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスに掲載されていた返礼品数であり、返礼品は期間限定であるものもあることから、時期によって掲載数に大きく変動があるものです。



このような状況を御理解いただきました上で御説明させていただきますと、現在本市に登録されている返礼品数は４５５で、令和２年度９月１日現在におけるふるさとチョイスに掲載している返礼品数は３３８、今年４月以降に新規登録した返礼品数は１１７品です。

なお、寄附額を増やすために、継続して返礼品の提供新規事業者や新規商品の開拓を進めているところです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ３番、武政健三君。

（３番 武政健三君発言席）

○３番（武政健三君） ２２０から４４５まで開拓しているんですね。素晴らしいと思います。実際、私もホームページで商品を改めていろいろ見させていただきましたところ、目新しい商品がたくさん増えております。変わらずどんどん新規商品の開拓のほうを続けていただければと思います。

次に、コロナの影響で先ほどの地域電子通貨めじかとか、観光商工課の仕事量が急増していると見受けられます。

現在、何人体制でふるさと納税に参画できているのか教えてください。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、今年度、新型コロナウイルス対策の様々な事業展開をしており、業務が急増したことは事実であります。

その中で、ふるさと納税に対する人員体制につきましては、業務の兼任ではありますが３名体制で行っております。

○議長（永野裕夫君） ３番、武政健三君。

（３番 武政健三君発言席）

○３番（武政健三君） ３名体制ということですが、コロナの影響でかなり仕事量が増えている、そういうふうに見受けられます。

これは熱心な市内の業者さんから頂いた情報です。最近はオンラインでの買物が失敗したくないという思いが強い傾向、そして値段で選ぶよりも少しでも情報が多かったり、きれいな写真で分かりやすいものを買う傾向、そういうデータが出ているとの情報を頂きました。

本市のふるさと納税のページも、もっと商品の強み、生産者のこだわり、他社にない特色、たくさんの使用例や現地の工程の写真、商品の細部にわたるページなどなど、もっと踏み込んで作り込めば、もっともっと閲覧率がアップすることと思います。

しかしながら、今の担当課の仕事量では、はっきり言って厳しい状況ではないか、そういうふうに思います。この大きな伸び代のふるさと納税、忙しいからといって立ち止まることは絶対避けないといかんと個人的に思います。

そこで1つ提案なんですけれども、今説明させていただいたホームページの閲覧率を上げるために、プロの手を借りるべきではないのか、個人的にそう思うんですけれども、観光商工課長にお聞きいたします。写真やデザインをプロに外注の考えはございませんでしょうか、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

御指摘のとおり、ネット販売では販売される商品の見栄えある写真やキャッチコピー等が売上げを大きく左右することは言うまでもありません。

ふるさと納税においても、ネットによる寄附が主である現在の仕組みにおいて、掲載する写真の見栄えやキャッチコピーにより影響されることは事実であり、この商品写真やキャッチコピー等をプロに外注することで寄附額の増加につながるの考えもあります。

ただし、このふるさと納税は全体寄附額の50%以内に経費を抑えなければならないルールがあります。今年6月にはふるさと納税の制度改正が行われており、この経費50%以内で抑えることがこれまで以上に厳格化されたところです。写真等を外注した場合、その経費も含め50%以内で抑える必要があります。

現在の本市のふるさと納税における50%の経費の現状は、主に返礼品費用が30%、ポータルサイトの掲載費用7%から14%、送料が約10%で推移しており、この経費抑制も含め検討していかなければなりません。

実情として、ふるさと納税のルール上、市が直接的に写真等を外注することは困難ではないかと思っておりますが、返礼品提供事業者が御自身の商品をプロの方に依頼の上、ふるさと納税にて取り扱っていく方法は今後検討すべきではないかと感じております。このサイクルが確立できれば、事業者全体の質の向上にもつながり、寄附額の増加にもつながるものと考えます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） おっしゃるとおり、ふるさと納税は6月から経費が50%以内でということが、さらに厳しくなった、そういうふうにお伺いしております。故、この経費につきましては不景気な土佐清水でのビジネスチャンスと捉まえて、経費を出してでも売上げを5倍、

10倍にしたいという業者さん、その業者さんに支払ってもらえれば問題ないですよ。清水にもすばらしいデザイナーが数人にいらっしゃいます。また、Iターンで清水に在住してビジネスをしている方にも大きなチャンスになることと思います。今までどおりならば、担当課が無料でさせていただきます。

しかし、経費を出してでもアップしたいという業者さんには、これからはプロのデザイナーを紹介するという考え方でよいのではないかと、そう思います。やっぱりプロがやったら違うねという感じで、1件でも売上げがアップいたしましたら、きっとまた面白い波に乗れるのではないかと、そういうふうに思いますので、こちらのほうも御検討ください、お願いします。

それでは最後に、年末に向け、高額所得者用に高額な商品のアピール、これは計画されておりますでしょうか、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

例年寄附につきましては、10月から年末に向けて集中しており、高額所得者だけではなく、全体的にアピールを行っていく必要があると考えております。高額商品に限定はせず、同じ商品であっても、セット商品や定期便としての展開や、県内市町村で構成しております、ふるさと納税自治体連携協議会にて、連携市町村と共同の返礼品、高知のえいもんまるごと定期便など、様々な所得層が選択できるよう返礼品数の増加に力を入れていきます。併せて、先行予約型の返礼品等も年末に併せて実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） ありがとうございます。

コロナの影響で本当に大変だとは思いますが、昨年と同じ数字ではなく、最低でも3億円いってくださるのではないかと、そういうふうに個人的に期待しております。頑張ってください。よろしくお願いします。

それでは最後の質問、南海トラフ地震の住宅耐震化についての質問に移らせていただきます。

担当課から前もっていただきました資料、土佐清水市耐震改修促進計画から抜粋して読ませていただきます。想定される地震の規模、被害の状況など、今後30年以内に発生する確率は70%から80%、震度6弱から震度7とされており、2分30秒から3分間という長い時間にわたって続くと想定される。被害想定は建物全壊、焼失棟数が約9,400棟、人的被害におきましては、津波で全体の約85%の2,300人の死亡、そして建物倒壊で全体の約13%の

340人、その他で約60人、合計2,700人の市民が亡くなると想定されている、こういうふうに書かれております。

前回、私の3月の一般質問で、耐震改修工事をして地震の揺れから身を守り、揺れが収まれば一刻も早く高い場所に逃げることの徹底、そして高台の土地をもっと利用して、自分で逃げるのが難しい災害弱者の方々のためにも、高台に住めるスペース、場所を増やすべきではないかという質問をさせていただきましたが、残念ながら、市営住宅の高台移転はしばらくは予定がないという答弁をいただきました。

それならば、やはり耐震改修工事をもっと増やして、家屋倒壊から身を守り、揺れが収まったら高い場所に逃げる、これしかない。このことに専念しないといけないという観点から、改めて私、年間150件の耐震改修工事を続けております黒潮町役場の情報防災課の南海地震対策係長にお話を伺ってまいりました。

まず、ここ数年の耐震改修工事の件数を尋ねましたところ、一昨年、昨年も約150件前後、そして今年も同じく150件ペースの進捗をしている。金額にすると、黒潮町は補助が1件につき110万円出ますので、単純計算でも1億6,500万円以上のお金が地元の大工さん、診断士に落ちていることになります。

次に、いつまでに何件の耐震工事を計画しているか、明確な目標は設定できておりません。しかしながら、担当課としては150件の施工をできれば10年続けたい、10年続ければ1,500件という施工を希望している。これを目安に頑張っているという返事をいただきました。

次に、施工の工事自己負担金、一番気になるところです。土佐清水市は昨年度の平均が112万5,000円プラス自己負担の金額が43万8,000円という答弁をいただきました。黒潮町はどのくらいですかと質問させていただいたところ、これは診断士と大工さんが頑張っただけ、補助金の110万円以内で特例以外、特例以外というのはよっぽど大きい家、よっぽど古い家以外はほとんど追加なしでできるように頑張っているという返事をいただきました。

次に、町民への周知の取組はどういうことをしているのか。広報やホームページの告知はもちろん、担当課の職員が地元の大工さん、区長や防災士などと一緒に回って、市内をもう既に3回回っております。やっぱりおっしゃるのは専門家の大工さんや区長さんを巻き込めば、説得力は全然違う、できれば工事をしたほうがいいですではなく、命を守るためには絶対耐震工事をせんといかんと、やはり耐震工事は町民の命の問題ですので、熱心に説得することが大事ですねと出口地区の区長さんと全く同じ口調で、係長に教えていただきました。

それでは危機管理課長にお聞きいたします。本市の耐震改修工事の市民への周知方法を教えてください。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

住宅の耐震化推進につきましては、土佐清水市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、市民への普及啓発に努めています。

全世帯への啓発チラシの配布、市広報での周知、催し等でのチラシ・パンフレットの配布、また、高知県南海トラフ地震対策推進幡多地域本部と、これ県の職員なんですが、と合同で戸別訪問も実施しておりまして、今年度中には市内全域を回り終える予定となっております。ほかにも期間限定ですが、図書館での地震への啓発や住宅耐震のPRブースの設置などいろいろな方法で周知・啓発を行っているところです。

また、耐震診断を終えながら、まだ改修工事まで至っていないケースもありますので、その対象者へのダイレクトメールの送付なども行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 先ほど持続化給付金の周知と一緒に内容で、2年前の9月の私の初めての一般質問で同じ耐震診断の話を質問させていただきました。そして今年の3月の一般質問でも同じ話をさせていただきまして、後でリーフを作成しまして、2年前、そして今年、リーフを持って回らせていただきましたが、告知はしたが、周知までは至っていないというのが実感でした。

しかしながら、今年の暑い夏に担当課の若手の岡原君、1軒1軒訪問して本当に一生懸命耐震の説明に回っておりまして。本当に素晴らしいことやと思います。感謝しております。

しかしながら、黒潮町のように工務店、区長、地元の防災士を巻き込んで1回だけではなく、もっともっと戸別訪問をして、耐震の必要性を市民全員にお伝えするべきではないか、そういうふうに個人的には思います。

次に、今年耐震改修工事の依頼をしても施工は2年先になるという方が、私2軒の方に聞きました。この理由を教えてください。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

そのお聞きされた方が、どのような状況でうちのほうに相談があつて2年先と言われたかというのがちょっと定かではないのでお答えしにくい部分はあるんですけども、まず補助事業

を活用して耐震改修工事を行うに当たりましては段階を追う必要があります。まず、耐震診断を行い、それをもって耐震がないと診断されれば設計を行います。その後、改修工事になるわけですが、それぞれ申請や審査が必要であるために、工期を含めて一般的に診断に3ないしは4か月、設計に1ないし2か月、工事に1ないし3か月程度が必要であります。それに加えて、県補助の決定時期や年度の切り替え、予算残の状況、業者さんの事情を考えると、診断の申請から工事の完了までに2年越しになるというケースはあるかも分かりません。そうは考えております。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 同じ質問を黒潮町のほうにも聞きました。黒潮町のほうは工事に取りかかるまでは、大体1年以内にはできる。これというのはひとえに数が多いからできるのではないかというふうに私は個人的に思うわけなんですけども、次に、黒潮町は年間150件、本市は30件の目標ということで、この30件というのは少な過ぎるのではないのでしょうか、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

件数ですが、当初予算における耐震改修工事の件数につきましては、当初予算で平成30年度が30件、平成31年度が35件、令和2年度が30件の計上となっております。実績については、平成30年度が29件、令和元年度が33件となっております。これは課としても十分な数字とは考えておりません。市民の皆さんへの周知等に力を入れて件数をなるべく増やすような取組を行っていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 絶対足らんと思います。個人的にそう思います。

本市は耐震改修が必要と想定される、約1,700戸の改修工事をいつまでに何戸を目標としているか教えてください、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

土佐清水市耐震改修促進計画では、平成37年度、これは令和7年度になりますが、住宅の耐震化率を95%にするということを目標にしています。これは計画に使っている数字の算定

基礎となっております平成25年度住宅・土地統計調査の数値から算定いたしますと、最終目標までには約1,700棟の住宅を耐震化する必要があります。直近の平成30年度の同調査で計算しますと、1,500棟強となります。単純計算すると年間約200件程度の耐震化が必要となりますが、この統計調査の数字はあくまで統計上の数値でもありますし、耐震化率の向上につきましては、耐震改修のみではなく、老朽住宅の取壊しなどを含め総合的な取組として取り組んでいくことが必要です。

耐震化は重要課題であり、目標達成に向け、土佐清水市住宅耐震化緊急促進アクションプランを基に啓発・宣伝活動を実施し、計画の目標達成に向けて取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 数字の設定がね、予算もあることですので難しいことは重々分かります。

しかしながら、ほとんど人口が一緒の黒潮町、こちらのほうでは年間150件、10年は続けて1,500件をやりたいという声を出しているんです。せめて清水も1,700件のうち、半分の850件を10年以内にするには、年間85件。やっぱりこれを絶対して清水を救うちゃならないかんという、やっぱり思いが僕は必要なんじゃないかなと思います。なぜ、清水は30件しか施工してもらえないのか。耐震の必要性がまだ伝えられていないのか、それとも清水は平均で四十何万円というお金が要るからいかんのか、ほかにもまだ何か問題があるのか、もっとやっぱり真剣にこれ考えるべき内容じゃないかなと思います。

最後に、耐震改修工事に携わる本市の耐震診断士、それと工務店の数を教えてください。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） 議長、すみません。1つ、今の答弁の中で少し訂正をさせていただいて構いませんか。

○議長（永野裕夫君） どうぞ。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） 土佐清水市住宅耐震化緊急促進アクションプランと申し上げましたが、実際は土佐清水市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムのことでありますので、訂正させていただきます。

それでは、今の質問にお答えさせていただきます。

補助金交付要綱では、耐震改修設計及び耐震改修工事ともに高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録されたものが実施するというふうに規定されておりまして、市内の業者かどうかということは問われておりません。

現在登録済みの設計士は２２名で、うち６名が土佐清水市内の方です。また、土佐清水市内で登録済みの工務店は１９件あります。

以上です。

○議長（永野裕夫君）　３番、武政健三君。

（３番　武政健三君発言席）

○３番（武政健三君）　私もホームページで調べさせていただいたところ、設計士も清水で６名、それと工務店さんも１９店舗あります。十分な数ではないかな、そういうふうに感じます。

ただ、耐震改修工事は届出の書類が多かったり、いろいろややこしいところがあるので余り積極的でない工務店さんもあるというふうに事実聞いております。

それとネックになっております追加金、清水はどういうわけか黒潮町よりも多くかかる。これは本当に私の素人考えですけれども、揺れが収まるまで倒れないように家の外に出られるスペース、ここさえ確保できればええんじゃないかと個人的に思いますけど、いろんな規定があるらしいですけれども、実際、黒潮町はそれができているというふうに聞いております。１件１１０万円でできているというのを聞いております。これというのは、やっぱり担当課が市民の命を守るためですので協力をしてもらえませんか、診断士、それと大工さん、もっとお願いに回らんといかんのではないかなと思います。

最後に、これは本当に私の個人的な考えです。非常に長いスパンの考え方ではありますけれども、これからもずっと永久的に約１００年ごとに大地震が起これ続けると言われております。その都度、１０メートル以上の津波で私たちの清水の町が被害に遭うということがずっと続くと思います。それやったら、私たちの子供、孫、ひ孫、その未来の子供たちのためにも、我々市民が住む家はいずれは津波の心配がない高台に移動せんといかんがじゃないかなと思います。

しかしながら、今その予算がないため、それがすぐ実現できないとしたら、耐震改修工事をして自分たちの命を守らんといかんと思います。これはお金がある方、ない方にもかかわらず、全ての市民の権利ではないか、そういうふうに私は個人的に考えます。

最後に市長にお聞きいたします。市民の命を守るため、耐震改修工事の件数をもっと増やすべきだと思いますが、市長の所見をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君）　市長。

（市長　泥谷光信君自席）



○市長（泥谷光信君）　ずっとじくじたる思いで聞いておりました。

黒潮町の取組、土佐清水市の取組、もう一回、精査をしなければなりません、私は何も黒潮町の現状を、これから整理せないかんかも分かりませんが、決して職員が黒潮町の職員と劣っているような仕事もしていないと思いますし、ここら辺、黒潮町もう一回、状況とも比較をしながら整理をしたいと思います。

ただ、この1,700件、直近の数字は1,500件ということなのですが、これは住宅・土地統計調査、これからの積算でありまして、中には多く空き家が含まれておりますし、そして老朽化住宅もこの中には含まれておりますので、この数字だけが独り歩きをすることは不確定な数値と考えておりますので御理解をいただきたいと思いますし、また、清水の建築業者がこの種の工事を敬遠しているかのような質問ではありましたが、ここら辺もちょっと、整理を課としてさせていただきたいと思います。金額も含めて。

その中でやはり、議員が指摘のとおり、耐震化が進むことによって、これらの被害は防げる、大幅に減らすことができる、これはもう十分認識をしているところでありますし、近い将来必ず起こると言われている南海トラフの地震から命を守るための住宅耐震化促進、これは重要な課題と捉えておりますので、どうしたら耐震化率の向上に向けやっていけるのか、これはもう一回、これだけ差があると言われるのであれば、もう一回比較もし、そして体制も整え、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君）　3番、武政健三君。

（3番　武政健三君発言席）

○3番（武政健三君）　市長ありがとうございます。

冒頭でお話しをいたしました告知と周知の件ですが、もう一回言わせてください。周知をするためには活字だけではなく、人の手、人の口を使うのがより効果的です。

今回の耐震改修工事のリーフを作成しまして、私2年前、初めての質問をしたときに、それはみんなに言うちゃらないかん作戦、絶対効果があると。口づてに人に伝えるということは絶対効果が上がると私は信じておりますので、これからも1人でも多くの市民の方々に周知をしていただけるように頑張っていきたいと、そういうふうに思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（永野裕夫君）　以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。

ただいま、市長から報告第9号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」並びに議案第73号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」及び議案

第74号「工事請負契約の締結について」の3件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、報告第9号から議案第74号までの3件を日程に追加し議題といたしたいと思いを  
ます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、報告第9号から議案第74号までの  
3件を議題とすることに決しました。

報告第9号並びに議案第73号及び第74号を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（職員議案朗読）

○議長（永野裕夫君） 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただいま御提案いたしました報告1件及び議案2件について、提案理  
由の御説明を申し上げます。

報告第9号は、市営住宅使用料の請求に係る訴えの提起について、令和2年9月3日に専決  
処分した報告であります。

議案第73号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」は、新型コロ  
ナウイルス感染症対策に関連するものとして、継続、事業所などを支援する経済対策に関する  
経費について計上しております。

議案第74号は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、  
工事請負契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。なお細  
部につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞ、御審議の上、適切な議決  
を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまから、報告第9号から議案第74号までの内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第9号から議案第74号までの内容説明を求めることに決しました。

議案第73号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」、説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君登壇）

○企画財政課長（横山英幸君） 議案第73号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」、御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

6款1項1目商工振興費、7節報償費150万円は、7月補正予算におきまして、コロナ禍における本市経済の活性化に向け、全市民に市内限定で利用できる電子通貨券めじかを配布する費用を計上しているところですが、めじかの普及及び利用促進並びに市内経済のさらなる循環を図るため、市民がめじかにポイントの貯蓄、チャージをした際に5%のポイントを付与する費用を計上しており、チャージ料を総額3,000万円と見込み、その5%分の150万円を計上しております。

6款1項3目観光振興費、11節役務費広告料181万円と12節委託料観光CM制作・活用業務22万円の計203万円は、コロナ禍における観光誘客を促進するため、テレビコマーシャル用動画を制作し、県内のほか愛媛・香川・岡山県においてテレビ放映する費用を計上するもので、このたび日本コンピューターネット株式会社様から寄贈いただきました動画を編集して活用することとしております。詳細につきましては、予算審議における事業説明書1ページを御参照願います。

18節負担金、補助及び交付金、観光施設等改修事業費補助金9,416万2,000円は、コロナ禍において、感染拡大防止及び観光誘客促進のため、市内の宿泊及び体験型観光事業者が実施する施設改修等に要する費用を補助するものであります。財源につきましては、県支出金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書2ページを御参照願います。

6款1項4目観光商工施設費には、市が管理する施設のコロナ禍における感染拡大防止及び観光誘客促進のための施設改修等を行う費用を計上するもので、10節需用費修繕料には、観光汽船停泊所のバリアフリー化及び竜串見残海岸売店の修繕費用として300万円を計上し、14節工事請負費には、白山洞門展望足湯施設の感染防止対策及び長島・グラスボート係留施設のしゅんせつに要する工事費として、481万5,000円を計上するものであります。

17節備品購入費には、ビジターセンター等、観光施設の屋外スペースに可動式テラスを開設するため、アウトドア用の机・イス・タープ等を購入する費用として240万円を計上しております。財源につきましては、県支出金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書3ページを御参照願います。

次に歳入について、御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

15款2項県補助金9,354万3,000円は、歳出予算の財源といたしまして、補助率に基づき計上するものであります。

19款1項繰越金1,436万4,000円は、今回の補正予算の一般財源の不足分として計上するものであります。

1ページをお願いします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億790万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は128億6,722万9,000円となります。

以上で、議案第73号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、報告第9号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」及び議案第74号「工事請負契約の締結について」、説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 中津健一君登壇）

○総務課長（中津健一君） 今会議に追加議案として御提案申し上げました各案件につきまして、議案つづりにより御説明いたします。

議案つづりをお願いします。

報告第9号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」、議案つづり1から2ページです。

本報告につきましては、市営住宅使用料請求事件でありまして、民事訴訟法第383条の規定に基づき、令和2年8月6日付で支払い督促の申立てを行いました。

その後、相手方より異議申立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により、通常訴訟の手続に移行いたしましたので、地方自治法第180条第1項及び土佐清水市債権管理条例第10条第1項の規定により、令和2年9月3日、専決処分したことによる報告であります。

議案第74号「工事請負契約の締結について」、議案つづり4ページです。

本議案につきましては、浦尻に建設予定の土佐清水市共同加工施設新築工事の指名競争入札

について、指名した全６社において、去る９月９日に入札を実施した結果、前田建築有限会社、代表取締役前田平氏が契約金額７億３、４８０万円で落札し、９月１６日付で仮契約となっており、工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条及び地方自治法第９６条第１項第５号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で議案に対する内容説明を終わります。

ただいまから質疑に入ります。

この際、各位にお願いいたします。

議案第７３号及び第７４号は、所管の委員会に付託し審議を願うこととなっておりますので、この点十分お含みおきの上、質疑なされますよう特にお願いいたします。

報告第９号並びに議案第７３号及び第７４号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

市長提出、議案第５２号から議案第７４号までの議案２３件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の日程は、予算決算常任委員会は１７日、２３日及び２４日午前９時から、総務文教常任委員会は１８日午前９時から、産業厚生常任委員会は同日午後１時３０分から、それぞれ開催いたします。各委員会は、９月２９日までに各案件の審査を終わりますよう特に御配慮をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、９月２９日午前１０時に再開いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 ２時１０分 散 会